

**準備書に対する知事の意見及び
それに対する事業者の見解
(環境影響評価書から抜粋)**

第15章 準備書に対する知事の意見及びそれに 対する事業者の見解

平成24年10月31日付第201200119612号で通知された準備書に対する鳥取県知事意見及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る 環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの知事意見について

（通知）

本事業は、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町の1市4町によって構成される一部事務組合である鳥取県東部広域行政管理組合が、鳥取県東部圏域の老朽化したごみ焼却施設（4施設）の更新を行うとともに施設の集約化を図ることを目的として、鳥取市河原町山手他に、1日当たり処理能力270トンの可燃物処理施設を建設しようとするものである。

ごみ焼却施設は公益性が高い施設ではあるが、一般的に周辺環境への影響が大きい施設であることから、環境影響について科学的・客観的に調査・予測・評価を行った上で、周辺住民等の理解を得ることが重要である。

そもそも環境影響評価制度とは、事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々や地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げる制度である。

しかしながら、この計画においては、施設の処理方式が現時点では決定しておらず、「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式を検討しており、環境影響評価手続は1方式に絞らずに進められているところである。

また、事業実施区域の隣接地において、鳥取市による工業団地の整備事業が進捗していることや、本事業に対し、事業実施区域の周辺集落を原告とした建設差止め請求訴訟が提起され、一部周辺集落では説明会を開催できないなどの状況が認められる。

以上のことから、事業者として、制度の趣旨に加えて、説明責任や情報公開に関する責務を十分に認識した上で、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、下記の事項を踏まえて準備書の修正を行って環境影響評価書を作成し、適切な環境保全措置を講じるよう求めるものである。

知事意見（前文）に対する事業者の見解

現在、鳥取県東部圏域には、4つの可燃物処理施設が稼動していますが、これらの施設は平成16年に行われた市町村合併以前の自治体のごみを焼却していた施設であり、特にその中で最大規模の鳥取市神谷清掃工場は稼働開始以降20年程度経過し、設備装置の老朽化が問題となっています。

また、他の施設についても稼働開始後14～18年経過しており、これらの施設についても老朽化の進行が進んでいる状況にあります。

本事業は、上記の老朽化したごみ焼却処理施設の更新を行うとともに、「ごみ処理の広域化計画」（鳥取県）及び「ごみ処理広域化実施計画」（東部広域）に基づき、施設の集約化を図ることを目的としています。

また、本計画では、現時点で施設の処理方式が決定しておらず、「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」の3方式を検討していることから、予測は、メーカーへのヒアリング結果に基づき、大気質、騒音、振動等の項目別に各処理方式を比較し、最も影響が大きいと想定されるもので実施しました。また、大気質、悪臭、土壤汚染など、住民の方に関心の高い項目については、想定している3つの処理方式で予測を行っています。その結果、いずれの方式になった場合でも、環境保全目標を満足することを確認しており、本事業による環境への影響は極めて小さいことを確認しています。

情報公開の観点からは、本事業の内容につきまして本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載、説明会の開催、「国英地区地域振興推進本部だより」の発行等、広く情報提供を行っており、本組合としては、今後も継続して情報公開や意見交換を行います。

以上のことから、事業者として、制度の趣旨に加えて、説明責任や情報公開に関する責務を十分に認識した上で、事業の実施に当たって、地域住民や野生生物等への環境影響の回避・低減が図られるよう、以下の回答に示すとおりの処置を講じます。

1 総括的事項

(1) 把握した環境保全上の見地からの住民意見に対しては、十分な説明及び誠意ある対応を行うとともに、周辺住民等に対して本事業の情報公開に積極的に努めること。

事業者の見解

本事業の内容につきましては、以下のとおり、条例に基づく説明会のほか、本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載、「国英地区地域振興推進本部だより」の発行等、広く情報提供に努めてまいりました。

- ・鳥取市報（平成 24 年 4 月号）に準備書の縦覧期間、住民説明会開催日を掲載
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」（平成 24 年 4 月発行）に縦覧期間、説明会開催日を掲載
- ・地元新聞（平成 24 年 4 月 18 日付）に縦覧期間、説明会開催日を掲載
- ・鳥取県、鳥取市及び本組合のホームページに縦覧期間、説明会開催日を掲載

（平成 24 年 4 月 13 日）

- ・準備書の縦覧及び本組合ホームページに図書全文を掲載（平成 24 年 4 月 13 日～5 月 14 日）
- ・住民説明会の開催（平成 24 年 4 月 21 日）
- ・河原地域審議会で、環境影響評価準備書の概要説明（平成 24 年 5 月 24 日）
- ・地権者集落 5 集落で説明会等の開催（平成 24 年 8 月 8 日～8 月 21 日）
- ・本組合ホームページに「準備書に対する住民意見概要書及び事業者の見解について」を掲載

（平成 24 年 8 月 21 日発行）

- ・「国英地区地域振興推進本部だより」に環境影響評価の手続き経過及び準備書に対する主な意見を掲載（平成 24 年 8 月 24 日発行）
- ・河原地域審議会で、環境影響評価の経過、準備書に対する主な意見について説明

（平成 24 年 8 月 28 日）

また、準備書に対する意見を含め、これまで住民の皆様から頂いた環境保全の見地からの意見につきましては、可能な限り対応していきます。

さらに周辺の住民等の皆様に対する本事業の情報公開については、次の方法等により積極的に行ってまいります。

- ・本組合ホームページ及び鳥取市ホームページへの掲載
- ・鳥取市報への掲載
- ・「国英地区地域振興推進本部だより」に掲載し、河原町の全戸に配布
- ・地権者集落をはじめとする関係集落等における説明会の開催
- ・報道機関への情報提供
- ・その他機会を捉えて情報提供

(2) 現時点で廃棄物の焼却処理方式が決まっていないことから、処理方式及び関係する諸元等を評価書提出までに決定し、その予測評価結果を準備書での予測評価結果と比較・検証すること。

評価書提出までに処理方式の決定が困難な場合は、その理由を明らかにするとともに、決定のプロセス及び方式決定後の予測評価結果の比較・検証方法について明らかにすること。

なお、いずれの場合でも、準備書の予測評価結果との比較・検証により、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、知事と協議の上適切な対応をとること。

事業者の見解

現在、処理方式及び処理方式に対する条件等を検討するため、作業を進めているところですが、環境影響評価書提出までに、処理方式を決定することは困難です。

また、ごみ焼却施設を建設することができるメーカーは、各メーカーとも主たる処理方式又は多くの実績がある処理方式は、概ね1つ又は2つ程度であり、処理方式を決定することは、メーカーを決定することに直結します。そのため、処理方式の決定については、慎重にかつ公正公明な立場に立って、鳥取県東部圏域の一般廃棄物処理に適した処理方式を決定し、その公表時期についても慎重に選択した上で、公表する必要があります。

以上のことから、処理方式決定までに一定の期間を要するため、環境影響評価書提出時までに決定することはできません。

処理方式の決定については、焼却灰の処理方法等にも大きく左右されますが、決定のプロセスの詳細について、「第2章 事業の目的及び内容」(評価書2-6頁及び評価書要約書6頁)に記載しました。

本評価書と焼却方式を決定した際の比較に関しては、本評価書は、ストーカ方式、ストーカ+灰溶融方式、ガス化溶融方式で最も影響が大きいと考えられるデータをもとに予測及び評価を行っており、排ガス量が少なくなる処理方式を採用した場合、本計画値よりも緩やかな計画値を採用する結果になります。これについては、処理方式が決まった段階において、廃棄物処理法に基づき、予測評価結果の縦覧を行うとともに、住民の皆様からのご意見を再度伺います。これらの内容については前記(1)の後段に記載した方法等により情報提供をしていきます。

なお、準備書を上回る環境影響が確認された場合、又はそのおそれがある場合は、鳥取県と協議の上適切な対応を講じます。

(3) 環境影響評価の予測に際し、隣接する工業団地（造成、取付け道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、関係地方公共団体等からの情報収集の結果を明らかにした上で、判明した将来の環境状態を勘案して、予測評価を実施すること。

事業者の見解

隣接する工業団地（造成、工業団地内道路を含む）などの地域の将来の環境状態の設定について、鳥取市から情報収集を行い、その結果を評価書 2-30 頁及び評価書要約書 30 頁に記載しました。

また、情報収集の結果に基づき、予測評価が可能な評価項目として、本事業の供用時における車両の走行による影響、工業団地の存在に伴う景観変化の影響、造成工事に係る動植物に係る影響を選定しました。車両の走行による影響については、その結果を「第 7 章 7-1-1 大気質」（評価書 7-61 頁、62 頁及び評価書要約書 72 頁、73 頁）、「第 7 章 7-1-2 騒音」（評価書 7-119 頁及び評価書要約書 94 頁）及び「第 7 章 7-1-3 振動」（評価書 7-148 頁及び評価書要約書 108 頁）に、景観変化の影響については、「第 7 章 7-5-1 景観」（評価書 7-436 頁～443 頁及び評価書要約書 284 頁～291 頁）に、造成工事に係る動植物に係る影響については、「第 7 章 7-4-1 植物」（評価書 7-231 頁及び評価書要約書 165 頁）、「第 7 章 7-4-2 動物」（評価書 7-309 頁及び評価書要約書 212 頁）及び「第 7 章 7-4-3 水生生物」（評価書 7-386 頁及び評価書要約書 256 頁）に記載しました。また、情報収集の結果、判明した将来の環境状態及びそれを踏まえた予測評価の方針並びに条件設定の詳細については、資料編（資料 12-1 隣接する工業団地造成事業を踏まえた複合影響の予測に係る条件設定）に示しました。

(4) 直近民家や学校など環境保全に関し特に配慮を要する施設については、準備書に記載のある事業実施区域の周辺の範囲において、環境影響に関する予測評価及び環境保全措置等を明らかにすること。

事業者の見解

環境保全に関し、特に配慮を要する代表的施設である北東側の直近民家において、排ガス予測、騒音等の項目について予測評価を行い、その旨を「第 7 章 7-1-1 大気質」（評価書 7-76 頁～7-78 頁及び評価書要約書 76 頁～78 頁）、「第 7 章 7-1-2 騒音」（評価書 7-115 頁、124 頁及び評価書要約書 92 頁、95 頁）及び「第 7 章 7-1-3 振動」（評価書 7-144 頁、150 頁及び評価書要約書 106 頁、109 頁）に記載しました。

また、直近民家以外の特に配慮を要する施設として、計画地周辺に位置する老人ホーム、小学校、保育園及び中学校を設定し、これら施設において煙突排ガスの予測評価を行い、その結果を評価書の「第7章 7-1-1 大気質」（評価書7-83頁、84頁及び評価書要約書79頁、80頁）に記載しました。また、これらの要配慮施設については、大気調査、土壤調査等を平成24年度内に行い、調査結果について本組合ホームページ等に掲載するとともに、鳥取県に報告いたします。施設建設後は、本事業による影響を確認するため、同一地点において同一の項目の調査を実施します。

(5) 事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、調査項目・地点・期間・頻度など全般について、適切に設定されているか再確認し、必要に応じて見直すこと。

なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられるため、特に留意すること。

また、施設供用後に実施する環境等に係るモニタリングについては、住民意見等を勘案して実施するよう努めること。

これらの調査結果については、わかりやすく取りまとめた上で、積極的な情報公開に努めること。

事業者の見解

事後調査項目及び調査地点については、施設建設前のデータと施設建設後のデータを比較することにより対策を講ずる必要性を判断することになると考えており、新たに評価書で追加した要配慮施設も含めて設定しました。なお、調査期間については、施設稼働が定常になる時期と環境への影響が明らかになる時期が異なる場合も考えられることも考慮のうえ、適切に設定しました。詳細については、「第10章 事後調査の内容」（評価書10-2頁～5頁、評価書要約書309頁～312頁）に示すとおりです。

本組合は、現在、管理運営している鳥取県東部環境クリーンセンターにおいても地元により設置された公害監視委員会に情報提供しており、廃棄物行政を担うものとして信頼関係を保っているところであり、本事業につきましても、環境面の監視委員会等の設置への協力や設置された委員会への情報提供に努めて参ります。

施設の供用後に実施する環境モニタリングについては、地元住民との定期的な協議を踏まえ、信頼関係の醸成に努めつつ、計画的に実施していきます。なお、住民への情報提供の観点から

は、現在稼働しているごみ焼却施設の中で最大の処理能力を有する鳥取市神谷清掃工場についても、地元住民との信頼関係を構築している鳥取市と協働のうえ、新たな可燃物処理施設についても、同様に信頼関係を構築していきたいと考えています。調査結果につきましては、分かりやすくとりまとめ、鳥取県に報告するとともに、本組合ホームページへ掲載する等、(1)の後段に記載した方法等により、今後も積極的な情報公開に努めています。

(6) 公害防止に係る計画目標値の設定については、目標設定にいたる検討の経緯及びその根拠を明らかにすること。

事業者の見解

公害防止に係る計画目標値の設定については、本組合内に設置している可燃物処理施設整備検討委員会において検討を行った結果にもとづき、設定したものです。また、施設の維持管理上可能な限り抑制することを前提に、下記のデータを参考して設定しました。

詳細については、資料編（資料1－1 公害防止に係る計画目標値の設定の考え方）に示すとおりです。

- ・ 対象事業実施区域に適用される規制基準
- ・ 24時間稼働の神谷清掃工場の管理基準、ほうきりサイクルセンター地元協定目標値、米子市クリーンセンター性能値
- ・ 近年建設された施設の公害防止基準（排ガス）

なお、本事業に適用される基準として、「環境基本法」、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「鳥取市景観形成条例」が該当していますが、「振動、悪臭」については、法や県条例における地域指定を受けていません。しかしながら、地域の環境保持のため、施設の維持管理上可能な限り抑制する観点にもとづき、設定しています。

(7) 自然災害や異常発生時等において、事業実施区域外への環境汚染物質の漏えい等を想定し、迅速かつ適切に対応できるようなマニュアル等を策定すること。

事業者の見解

事故等に係る対応マニュアルについては、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成18年12月25日、環境省廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、策定していきます。

また、策定に際しては、既存の工場で用いているマニュアルや運用実態、他事例も参考にします。

なお、東日本大震災の対応を踏まえ、上記の指針に変更等が行われた場合には、その内容を踏まえ、再検討を行います。

(8) 新たに環境への影響を及ぼす事実が明らかになった場合には、速やかに県及び関係市に報告し、専門家の指導・助言を受ける等により適切な措置を講じること。

事業者の見解

今後事後調査やモニタリングを行っていくなかで、新たに環境への影響を及ぼすことが予測される場合には、関係公共団体である鳥取市と鳥取県に報告するとともに、専門家と協議を行いつつ適切な措置を講じます。

(9) 事業者から提出された、準備書についての意見の概要及びその事業者の見解については、環境の保全の見地からの意見とそれ以外の意見とした区別について再検討し、評価書に記載すること。

事業者の見解

本組合が取りまとめて提出した、準備書についての意見の概要及びその事業者の見解については、環境の保全の見地からの意見とそれ以外の意見とした区別について再検討のうえ、その内容について「第14章 準備書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解」(評価書14-1頁～38頁、評価書要約書334頁～371頁)に記載しました。

(10) 準備書全般において、説明が不足しているもの、単位の記載誤り等が散見されるため、評価書では可能な限り詳細でわかりやすく、正確な図書となるよう努めること。
また、方法書からの変更箇所について、漏れがないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにすること。

事業者の見解

評価書では可能な限り詳細でわかりやすく、正確な図書となるよう努めました。
また、方法書からの変更箇所について、漏れがないようにするとともに、変更理由及び変更箇所が分かるよう図や表を用いて明らかにし、その旨を評価書の「第13章 方法書の記載事項の修正の内容」(評価書13-1頁～19頁、評価書要約書315頁～333頁)に記載しました。

2 個別事項

(1) 大気質について

予測評価で用いた式が、地形の地域特性等を十分に考慮した結果、用いた式であることの根拠及び予測に用いた気象データの妥当性について明らかにするとともに必要な場合は見直し、見直した際は本予測式を用いて行った他の評価項目についても再度、予測・評価を実施すること。

事業者の見解

煙突排ガスの拡散計算式は、ブルーム式及びパフ式を用いて、コンピュータシミュレーションにより行っています。この式は、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成18年9月、環境省）に記載されているものであり、また多くの環境影響評価事例で用いられている実績のある式であるため、適切なものと考えます。また、予測に用いた気象データについては、気象の異常年検定を行い、予測に用いる気象データが異常でないことを確認しているほか、地上気象と上空気象の類似性の妥当性について確認し、その旨について資料編（資料2-1 気象の異常年検定結果及び地上気象と上空気象の類似性）に記載しました。

また、準備書段階では気象の現地調査結果を踏まえ、予測対象範囲内を一律に平坦地形とみなした予測評価を行いましたが、対象事業実施区域南東側の一部地域（最大着地濃度出現距離の概ね2倍の範囲）で標高の高い（煙突実体高さを上回る）地形もみられることを踏まえ、地形を考慮した断面予測を行い、その影響を明らかにしました。その詳細については、資料編（資料2-7 地形を考慮した施設排ガスの予測結果）に記載しました。

(2) 大気質、騒音・振動について

大気、騒音・振動の環境影響評価項目について、ひとつの調査等項目に複数の環境影響要因（「建設機械の稼動」と「資材運搬等の車両の走行」等）が同時期に存在する場合は、それぞれの環境影響要因による影響を合成した予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

大気、騒音・振動の環境影響評価項目については、影響要因（「建設機械の稼動」と「資材運搬等の車両の走行」等）毎に予測項目の指標が異なることから、影響の合成を行った適切な予測評価は難しいと考えます。

ただし、参考値として、項目毎に予測値を合成した結果を資料編（資料12-2 同一調査項目の観点から見た影響要因毎の複合影響）に記載しました。

(3) 騒音について

ア 事業実施区域は、鳥取県公害防止条例第58条に規定する深夜騒音規制が適用される地域であり、施設の稼働に伴う騒音の予測結果では、その規制値を超えることから、関係する記載内容を修正の上、適切な環境保全措置を検討し、再評価すること。

事業者の見解

事業実施区域は、「鳥取県公害防止条例」第58条に規定する深夜騒音規制（45デシベル）が適用される地域であり、準備書で記載した施設の稼働に伴う騒音の予測結果（48デシベル）では、その規制値を超えることから、環境保全目標等の関係する記載内容を修正のうえ、適切な環境保全措置を検討し、再評価を行いました。その内容について「第7章 7-1-2 騒音」（評価書7-124頁～129頁及び評価書要約書95頁～100頁）に記載しました。

イ 騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないという観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、評価すること。

事業者の見解

騒音予測結果については、環境基準等以下ではあるものの、極力環境を悪化させないという観点から、環境保全目標との比較だけでなく、現況からどれだけ環境負荷が増加するかを表す寄与率の考え方などを取り入れ、現状騒音レベルからの増加量を明らかにしたうえで、評価を行いました。その内容を「第7章 7-1-2 騒音」（評価書7-109頁、115頁、119頁、124頁及び評価書要約書91頁、92頁、94頁、95頁）に記載しました。

(4) 悪臭について

施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設を明らかにするとともにその選定理由を明らかにすること。

事業者の見解

施設の稼働に伴う悪臭の濃度予測において、煙突排ガスによる臭気指数の予測条件で用いた類似施設については、処理能力が同等もしくはそれ以上の複数の類似工場における測定結果を基本にしていることから、その内容及び選定理由を明らかにし、その旨を資料編（資料5-2 予測条件に用いた類似施設の概要）に記載しました。

なお、対象事業実施区域は、特定悪臭物質濃度及び臭気指数に係る規制区域に指定されておりません。

(5) 土壌について

土壌の現地調査地点については、必要に応じて大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮した上で最大着地濃度出現地点付近にも設定すること。

また、煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測については、年間沈着量や土壌中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行い評価すること。

なお、上記1.1で大気質の予測式を見直した場合は、その予測結果を考慮すること。

事業者の見解

土壌の事後調査地点については、大気質の拡散予測結果及び気流の流れ等を考慮したうえで、最大着地濃度出現地点付近も設定しました。また、本地点では現況調査がなされていないことから、供用前の段階にも追加で調査を行うこととしました。また、煙突排ガスによる土壌中のダイオキシン類濃度の予測については、年間沈着量や土壌中の付加濃度の推定をするなど、より定量的に行ったうえで評価しました。その内容を評価書「第7章 7-3-2 土壌」（評価書7-201頁～205頁及び評価書要約書144頁）に記載しました。

なお、前述の「(1) 大気質について」の“事業者の見解”において、地形を考慮した断面予測を行う等、一部大気質の予測式の見直しを行ったことに伴い、その予測結果を踏まえた地点についても新たに土壌中のダイオキシン類濃度の事後調査地点並びに供用前の事前調査地点として設定しました。また、これらの内容を「第10章 事後調査の内容」（評価書10-4頁及び評価書要約書311頁）に記載しました。

(6) 水質について

ア 用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにすること。

事業者の見解

用水・排水計画について、用水、プラント系・洗車・生活系排水及び雨水に係る想定水量・水質及び水処理施設の概要等を含めフロー図等により明らかにし、その旨を「第2章 事業の目的及び内容」（評価書2-23頁及び評価書要約書23頁）に記載しました。

イ 地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、想定されるコンクリートの厚み等汚染することのない構造について説明すること。

事業者の見解

地下水については、「ごみピット等からの漏水により地下水を汚染することのない構造とする」ことを理由に、評価項目として選定していないことから、想定されるコンクリートの厚み等汚染することのない構造について、耐震性の関連、設計面の観点から説明を行い、その旨を「第2章 事業の目的及び内容」（評価書2-19頁、20頁及び評価書要約書19頁、20頁）に記載しました。

(7) 植物、動物、生態系について

ア 植物・動物、生態系の環境保全措置については、それぞれの特性や環境変化とそれに伴う影響に関する科学的知見が不足していたり、地域による違いが大きいなど不確実性が高いことから専門家等の指導や助言を得て進めるとともに、必要に応じてその事後調査の内容・期間等を見直すこと。なお、次の2点については、特に配慮すること。

事業者の見解

植物・動物、生態系の環境保全措置については、必要に応じて専門家等の指導や助言を得て進めます。また、事後調査の内容・期間等について見直しを行い、その結果を「第10章 事後調査の内容」（評価書10-2頁、4頁及び評価書要約書309頁、311頁）に記載しました。

イ カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法（繁殖状況等）についても、専門家等の指導や助言を得て検討すること。

事業者の見解

カスミサンショウウオについては、事後調査結果の検証方法（繁殖状況等）について、専門家等の指導や助言を得て検討のうえ、移植後～供用後3年程度を目途に事後調査を実施することとし、供用後3年の段階で事後調査結果を検証するものとしました。その旨を評価書「第7章 7-4-2 動物」（評価書7-309頁及び評価書要約書212頁）及び「第8章 環境保全措置」（評価書8-4頁）に記載しました。

ウ ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、最大限の回避・低減を図り、どうしても回避・低減が難しい場合は専門家に相談し、保護を図るための代替策を検討すること。

事業者の見解

ホンゴウソウについては、移植が相当困難な種であることから、残存する生育箇所の一部を対象事業実施区域に含めるものとし、生育箇所を保全します。どうしても回避・低減が難しい場合（直接的な改変を回避できない場合）も存在することから専門家に相談のうえ、保護を図るための代替策として、工事実施時に表土を保管し、造成後の覆土に用いるなどの保全措置を講じるものとし、その旨を「第7章 7-4-1 植物」（評価書7-231頁及び評価書要約書165頁）及び「第8章 環境保全措置」（評価書8-3頁）に記載しました。

エ 環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されている。現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正するとともに、必要に応じて予測・評価及び環境保全措置等を行うこと。

事業者の見解

環境省「絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト」は平成24年8月に、「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物のリスト」は平成23年3月にそれぞれ改訂されています。現地調査結果で確認した植物・動物等の種について整合性を確認し、記載事項を修正しました。修正した内容は、評価書「第7章 7-4-1 植物」（評価書7-218頁～219頁及び評価書要約書153頁、154頁）、「第7章 7-4-2 動物」（評価書7-271頁～279頁及び評価書要約書188頁～191頁）及び「第7章 7-4-3 水生生物」（評価書7-361頁～364頁及び評価書要約書243頁、244頁）に記載しました。

(8) その他について

準備書に記載のある交通安全対策については、住民意見を踏まえて、適切に実施すること。

事業者の見解

準備書に記載のある交通安全対策については、住民意見を踏まえて、適切に実施します。ごみ収集車両等の交通経路は、鳥取自動車道や河原インター線など交通安全施設が整った主

要幹線道路の走行を基本とし、集落内のごみ収集に伴う車両の走行については、歩行者に十分注意するよう収集運搬の責任者に申し入れします。

